

組織マネジメント力強化支援業務

企画コンペ審査要領

令和 6 年 6 月

岩 手 県

組織マネジメント力強化支援業務の選定に係る審査要領

第1 趣旨

組織マネジメント力強化支援業務(以下「本業務」という。)の受託候補者を選定するに当たり、公正かつ適正な審査を実施するため、以下のとおり「組織マネジメント力強化支援業務の選定に係る審査要領」を定める。

第2 選定

受託候補者の選定は、企画提案選考委員会(以下「委員会」という。)が行う。

第3 審査対象者

審査対象者は、本事業企画コンペ実施要領のⅢ参加要件の条件を満たす団体のうち、県の指定する期日までに、指定した様式、方法で申し込んだ法人等であること。

第4 審査方法

委員会は、次の各号に定める手順に基づき、応募書類一式の内容を総合的に判断し、書面審査により受託候補者を選定する。

- (1) 各審査委員は、応募書類をもとに、別紙様式「組織マネジメント力強化支援業務審査票(以下「審査票」という。)により、審査を行う。
- (2) 評価は、審査票の各項目に記載された点を満点とした絶対評価を行い、各審査委員それぞれ40点満点とする。
- (3) 順位付けは、審査委員全員の個別評価を合計した総評価点により行うことを基本とし、審査委員ごとの評価点の順位による順位点も順位付けの参考とする。
- (4) 委託事業の選定は、原則として総評価点の7割以上とし、審査委員会の議論を経て決定する。
なお、事業内容の確認を要するものにあっては、その内容を確認した後に選定する場合がある。

第5 審査基準

審査は、次の基準により実施するものとする。

- (1) 企画提案内容が的確であること。
- (2) 事業を実施することによる効果が期待されること。
- (3) 事業を適正かつ確実に実施する運営能力を有していること。
- (4) 事業の積算が妥当で提案内容と整合性がとれていること。
- (5) 県及び関係機関と連携する体制が構築されていること。
- (6) その他、特に優れた点があること。